

東京都知事

殿

年 月 日

申請者住所	〒		
フリガナ 申請者名 〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕			実印
担当者氏名			電話番号 ()
業種名		従業員 人	資本金 万円

産業廃棄物搬入承認申請書

東京都廃棄物規則第7条第1項の規定により産業廃棄物を都の処理施設に搬入したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

搬入者コード		有効期間	年 月 ~ 年 月
産業廃棄物を排出する事業場	所在地	〒	
	名称		
	業種名		従業員 人
廃棄物の種類	排出量 (kg/月)	運 搬 方 法	
		自 己 運 搬	委 託
		車両番号	車両重量 産業廃棄物収集運搬業者名 許 可 番 号
合 計			
運 搬 回 数	1 回 / 1箇月	2 1回 / 2~5箇月	3 1回 / 6箇月~1年
汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい及び政令第2条第13号該当物の発生工程			
使用原材料 (月間使用量)			
添付書類	1. 住民票の写し (法人の場合は登記事項証明書) 2. 適正搬入についての申出書 3. 自動車検査証の写し 4. 車両重量計量申請書及び車両重量計量票 (空車計量が必要な場合) 5. 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し (委託による運搬の場合) 6. 工事請負契約書の写し 7. 搬入予定表		受付印

適正搬入についての申出書

(「廃石綿等」排出事業者)

年 月 日

東京都知事 殿

都の埋立処分場に搬入する産業廃棄物については、東京都廃棄物規則第13条に定める受入基準及び搬入承認書に記載された事項を遵守し、適正に搬入することを申し出ます。

なお、産業廃棄物の搬入に関する違反行為に対しては、当該廃棄物を持ち帰るとともに、行政処分等があった場合には、都の指導に従います。

申出人 住所

氏名

印

受入基準等抜粋

- 1 危険物及び有害物等が判定基準を超えるもの、並びに一般廃棄物は搬入しません。
- 2 承認を得ていない種類の産業廃棄物は搬入しません
- 3 セメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋で二重に梱包して搬入します。
固化強度については一軸圧縮強度0.98メガパスカル以上であることを確認した上、搬入します。
原則として、第1回目の搬入の際に東京都登録試験機関で発行された圧縮強度試験成績書を提出します。なお、これによりがたい場合は、後日、必ず提出します。
- 4 固化物の形状は、おおむね重さ10キログラムかつ最大径30センチメートルを超えるものは搬入しません。
- 5 他の種類の産業廃棄物を、同じ運搬車両に混載して搬入することはしません。
- 6 搬入にあたっては、承認量を遵守します。
- 7 必要に応じて行われる都の追跡調査に協力します。
- 8 その他、都及び係員の指導に従い搬入します。

「廃石綿等」搬入予定表

申請者住所 〒

申請者氏名

担当者氏名

電話番号

FAX番号

工事場所	住 所			電話番号
	工事件名 (工事責任者氏名) (特別管理産業廃棄物管理責任者氏名)			
工事発注者	住 所			電話番号
	氏 名			
収集・運搬業者 (※)	住 所			電話番号
	氏 名 許可番号			
搬入希望日及び 搬入量	第1回	第2回	第3回	第4回
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	t	t	t	t
	車の台数 () 台	車の台数 () 台	車の台数 () 台	車の台数 () 台
	第5回	第6回	第7回	第8回
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	t	t	t	t
	車の台数 () 台	車の台数 () 台	車の台数 () 台	車の台数 () 台

※ 収集・運搬を産業廃棄物収集運搬業者に委託する場合に記入してください。

注意事項：実際の搬入日は、搬入承認決定後、搬入希望日の一週間前までに必ず都の埋立処分場と調整してください。